

(「継続的に供給等することを約する契約」の意義)

- 5 改正法附則第5条第2項《電気料金等の税率等に関する経過措置》に規定する「継続的に供給し、又は提供することを約する契約」とは、改正令附則第4条第2項各号《電気料金等の範囲》に掲げる課税資産の譲渡等を不特定多数の者に対して継続して行うために定められた供給規定、提供約款等に基づく条件により、長期間にわたって継続して供給し、又は提供することを約する契約をいい、プロパンガスの供給契約でボンベに取り付けられた内容量メーターにより使用量を把握し料金が確定される内容のものもこれに含まれる。